

いの町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

いの町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨、現状.....	1
(1) 計画の趣旨・位置づけ.....	1
(2) いの町の現状.....	1
2. 目標.....	3
(1) 超過勤務の縮減.....	3
(2) 仕事へのやりがいの向上.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	3
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し.....	3
(2) 学校における措置の推進.....	4
(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組.....	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	5
【参考資料】	7

1. 計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨・位置づけ

本計画は、教育職員がワーク・ライフ・バランスを確保するために、業務の適正管理及び健康確保を図り、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、こどもたちの学びをより充実させることを目的とし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものです。

なお、本計画は、2026年（令和8年）4月1日から施行することとし、本計画策定に伴い、「いの町立小中学校教職員の働き方改革プラン」は廃止します。

(2)いの町の現状

本町では、教育職員が授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備するため、校長会、教頭会、共同事務室、教育委員会事務局の代表者等で構成する「いの町立小中学校業務改善検討委員会」において協議を行い、2019年（平成31年）3月に「いの町立小中学校教職員の働き方改革プラン～一人一人が主役みんなで本気の働き方改革～」を策定し、それぞれの立場から業務改善に向けた取組を進めてきました。

また、令和2年4月以降は、統合型校務支援システムを活用し、教職員の勤務実態を客観的に把握し、健全な働き方を促すとともに、「いの町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督するいの町教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

これまでの取組の結果、時間外在校等時間月45時間以上の教員数は、平成31年4月と令和7年4月と比較すると大きく減少し、年度初めの繁忙期であっても時間外在校等時間の月平均が45時間以内に減少しました。月80時間超の教育職員数も平成31年に比べ大幅に減少してはいるものの、部活動指導や特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もあります。

【平成31年4月における時間外在校等時間の状況】

	平均	月45時間以上の割合	月80時間を上回る割合
小学校	49時間	57.3%	20.5%
中学校	48時間	57.8%	22.4%

【令和7年4月における時間外在校等時間の状況】

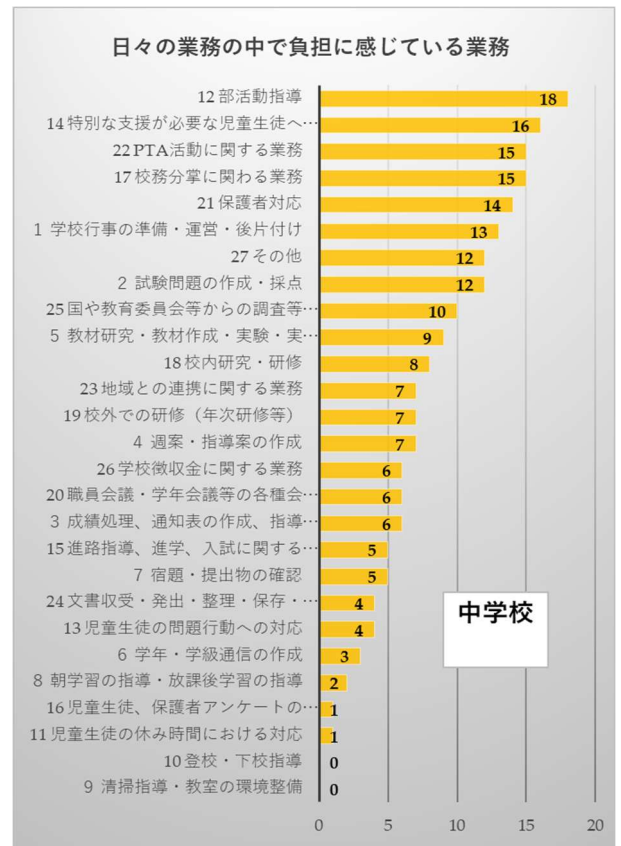
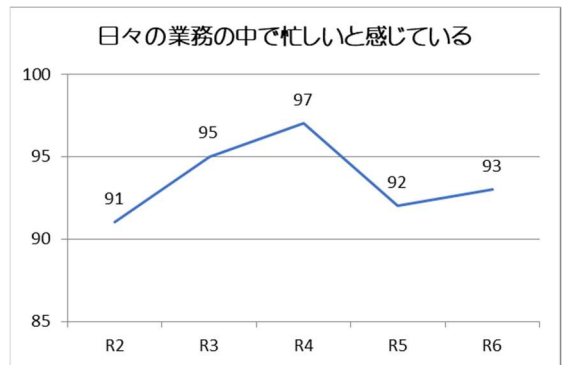
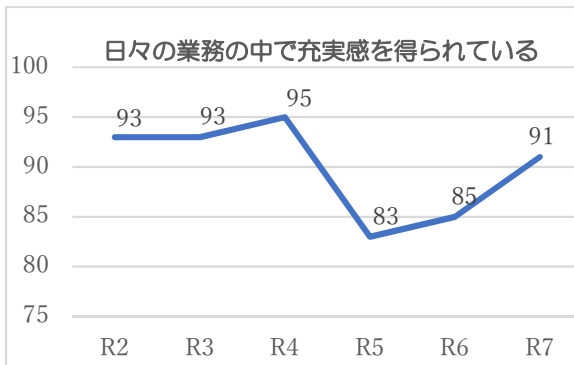
	月平均	月45時間以上の割合	月80時間を上回る割合
小学校	41時間	34.4%	5.5%
中学校	43時間	48.6%	13.9%

また、令和6年度に実施した「教職員の働き方改革に関する教職員アンケート」によると、充実感を得られている教職員の割合が9割前後で推移している一方、9割以上の教職員が多忙と感じています。

小中学校合わせた負担に感じる業務の町全体におけるトップ5は①特別な支援が必要な児童生徒への対応、②校務分掌に関わる業務、③保護者対応、④学校行事の準備・運営・後片付け、⑤PTA活動に関する業務となっています。また、中学校においては部活動指導が第1位など学校種別による特徴があります。

町の取組として社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化しているなか、行政、学校、家庭や地域と連携しながら業務の削減・精選や一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要です。

◇令和7年度「教職員の働き方改革に関するアンケート」より (R7.12月実施)



2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1)超過勤務の縮減

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
〈参考：令和 6 年度 月 45 時間以内 71.4%〉
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以下にする。
〈参考：令和 6 年度 約 35 時間〉
- ・ 「正規の勤務時間を意識している」教職員の割合を 100%にする。

(2)仕事へのやりがいの向上

- ・ 「日々の業務の中で充実感を得られている」教育職員の割合を 100%にする。
〈参考：令和 7 年度 87%〉
- ・ 年次有給休暇を 5 日以上取得できなかった人数を 0 人にする
〈参考：令和 6 年度 2 人〉

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度～令和 11 年度の 4 年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1)「業務の3分類」(※参考資料参照)を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）
 - ・ 各校の実情を踏まえつつ、スクールガードリーダーや保護者・地域住民有志による通学路の見守り活動を推進します。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3 分類」③関係）
 - ・ 給食費の公会計化に伴い、各学校と連携し円滑な業務遂行に努めます。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）
 - ・ 学校がスクールロイヤー等の専門家を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において、教育委員会は各学校を支援する体制整備を図ります。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムやクラウド環境を活用し、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
- ・学校に発出される調査・アンケートについて、他の調査等で代替できないかを検討するなど、真に必要なものを精査することにより、学校の負担軽減を図ります。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度以降、拠点校部活動を推進していくとともに、国や県の方針に沿った地域展開や地域連携を目指します。平日の部活動については、部活動ガイドラインに基づく活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員を配置し教員の指導時間を削減します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・令和8年度中に町費負担の支援員等にタブレット端末を配備し、教職員と支援員間の情報共有を円滑に進める環境を整備します。
- ・AIやICTを活用した業務の効率化を推進し、研修の実施や環境整備に取り組みます。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・総合教育支援センター、こども家庭センター、SC、SSWによる児童生徒や家庭支援を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築するとともに教員の負担軽減を推進します。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう各学校において設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等や清掃時間・頻度の見直し、放課後も含めた勤務時間内で設定するなど、校時表の工夫を行い、終業時間を早めることに努めます。
- ・目標設定シートに基づき、教職員一人一人がより効果的・効率的な働き方を進めていけるよう管理職等による面談や進捗管理を行い、学校経営計画に基づき組織的に業務改善を図ります。
- ・部活動ガイドラインに基づいた活動を徹底し、適切な休養日を確保します。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・校務支援システムによる在校等時間の管理を徹底し、時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員や、ストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、産業医の面接指導を行うなど必要な取組を行います。
- ・11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・ストレスチェックの実施率を 100%にし、集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進します。
- ・長期休業中に連続 5 日以上の学校閉庁日を実施します。
- ・学校ごとに定時退校日や最終退校時刻を設定し、実施を促します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会事務局のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握します。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを行い、当該年度中にも速やかに状況が改善されるよう、個別の指導・支援を実施します。また、業務改善検討委員会においても各

取組の現状を把握し、教育委員会事務局、校長会、教頭会、学校共同事務室とが連携して本計画に基づいた取組を組織的にフォローアップできる体制を構築します。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づいた取組を実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

【参考資料】 学校と教師の業務の3分類

(1)学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

(2)教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥調査・統計等への回答:学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理:学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理:教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理:教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- ⑩校舎の開錠・施錠:副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮:地域住民等の支援や、輪番等を促進
- ⑫校内清掃:児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- ⑬部活動:部活動の地域展開・地域連携を推進

(3)教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭給食の時間における対応:食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- ⑮授業準備:教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- ⑯学習評価や成績処理:採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- ⑰学校行事の準備・運営:関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- ⑱進路指導の準備:就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応:専門スタッフとの協働等を促進